

1985 年法律第 16 号スペイン歴史遺産法の部分的改定勅令である

1986 年 1 月 10 日付勅令第 111 号第 58 条の改正

2002 年 2 月 8 日付勅令第 162 号

〔梗概〕

条項 1986 年 1 月 10 日勅令第 111 号第 58 条の改正

終則 発効

1985 年法律第 16 号スペイン歴史遺産法第 68 条、及びその法律を部分改訂した 1986 年 1 月 10 日付勅令第 111 号第 58 条は、全体又は部分的に国から出資される各公共事業予算において、スペイン歴史遺産の保存又は繁栄、或いは、特に作品自体 (*propia obra*) 又はその近隣周辺における芸術的創造の振興に関する業務への出資を目的とする国の醸出金から成る資金の少なくとも 1% 枠が含まれるという義務を制定している。

前記目的を達成するために、並びに 1986 年 1 月 10 日勅令第 111 号第 58 条第 7 項の通りに、融資の移転 (*transferencias de credito*) を実施できない国立の機関 (*servicios*)、組織及び団体 (*sociedades*) は、文化省 (現・教育文化スポーツ省) の利益のために適当な融資 (*credito oportuno*) がもたらす入金 の 1% を強制的に国庫に収めなければならない。

本勅令は、国庫へのその 1% の入金の結果としてもたらされる融資が、教育文化スポーツ省だけでなく、国庫入金を行う部 (*unidades*) の所属する省の利益となる融資になるよう、前述した第 58 条第 7 項を改正する。同時に、この規則 (*precepto*) の改正は、1997 年 4 月 14 日付国家行政組織・公務員法 (*Organizacion y Funcionamiento de la Administracion General del Estado*) を recoger した公共組織の分類及び関係に、前述した機関及び組織の名称付けを行うためにも有用である。

一方、1987 年 12 月 23 日付法律第 33 号である 1988 年国家総予算法の第 20 条により廃止された融資の移転についての言及を取り除くために、前述した第 58 条の第 3 項及び 6 項が改正され、第 5 項が廃止される。

そのため、1985 年 6 月 25 日付法律第 16 号であるスペイン歴史遺産法の定めるところに従い、振興大臣、教育文化スポーツ大臣、及び財務大臣の提案に基づき、国会 (*Consejo de*

Estado) 及び閣僚会議の事前の審議 (deliberacion) に従い、2002 年 2 月 8 日のその総会において、私は以下を定める。

単一条項 (Artículo Unico) [1986 年 1 月 10 日付勅令第 111 号第 58 条の改正]

1985 年 6 月 25 日付法律第 16 号であるスペイン歴史遺産法を部分改訂した 1986 年 1 月 10 日付勅令第 111 号第 58 条は、次の条件に則り起草される (redactado)。

第 58 条

1. 国から全面的又は部分的に出資された各公共事業の予算 (presupuesto) については、特にその作例自体 (la obra propia) 又はその近隣の状況に関するスペイン歴史遺産の保護又は繁栄の為の国家醸出金、若しくは芸術的創造性推進の為の事業に出資する目的での国家醸出金となる諸資金の少なくとも 1% 部分が含まれる。その公共事業がスペイン歴史遺産に不可欠な不動産における修復又は保護といった活動を目的とする場合、その要求を果たすものと看做される。

2. 次の公共事業が前項の規定から除外される。

- a. その全予算が 601.012,104 ユーロを超えないもの
- b. 国家の治安及び防衛に関するもの、並びに公共機関の安全に関するもの

3. その事業に責務を負う公的組織は、その 1% に該当する資金の用途に関しては、その事業計画について、公共投資三ヵ年計画 (Plan Trienal de Inversiones Publicas) 作成の為に公共投資委員会 (Comite de Inversiones Publicas)、若しくは教育文化スポーツ省 (その事業の計画が公共投資委員会に提出されなかった場合) に提出する下記に示される権利 (オプション) の中から選択したものを表明する。

- a. 本条四項の述べる諸計画も含み、スペイン歴史遺産の保存又は繁栄、若しくは芸術的創造性の振興に関する業務に出資すること。
- b. その作例自体又はその近隣の状況に優先して、スペイン歴史遺産若しくは該当する組織の諸活動と関連する文化財であれば如何なるものあれ、その保存又は充実に関する業務を実行すること。

前項の述べるプログラム・計画の起草には、1985 年法律第 16 号の規定に従って必要とされる認可を損ねることなく、スペイン歴史遺産に関連する国家行政局教育文化の機能を発展させる美術・文書館局を通じてのスポーツ省の協力、若しくはそれらの管轄する建築遺産における行為及び国家管轄となる土木工学行為の場合は振興省 (Ministerio de Fomento) の協力が申請されなければならない。毎年のプログラムによるものであれ、実行する諸事業によるものであれ、それらの業務計画及びその実施計画に

については、適切に教育文化スポーツ省に報告される。

4.教育文化スポーツ省は、歴史遺産審議会の判断を仰ぎ、前述の遺産の保存及び充実、並びに芸術的創造性の振興に関する毎年の計画を作成するものとし、これは移譲される諸資金 (*fondos transferidos*) から出資される。

5.国家行政局の総合関与 (*Intervencion General de la Administracion General del Estado*) は、どんな経費の提案に基づいていても監査されない (*fiscalizar*)。一方、それが法的に請求できる場合も、本条 1 項の述べる諸業務に対する高額融資の停止 (*retencion*) は承認されない。

本条 3 項に定められた権利が選ばれなかった場合、この融資抑制は、教育文化スポーツ省の予算の該当融資増額を認可する為にその事業の予算承認から二ヶ月の間に、財務省予算局に通達されなければならず、取り消されることができない。

6.自治組織(国家から受領するその移譲について本条 5 項の述べる抑制に影響されないもの)、国有セクター (*Sector Publico Estatal*) の公共企業団体及びその他の団体、並びに国家商業協会 (*sociudades mercantiles estatales*) は、当該事業の契約の授与 (*adjudicacion*) から翌二ヶ月内に、国庫にその義務的な 1 % を返済 (*integrar*) する。スペイン歴史遺産に関連する諸活動について各省庁と教育文化スポーツ省との合意があれば、この収入 (*ingresos*) は、総予算法改定文中の第 71 条 a 号の規定に従い、教育文化スポーツ省、又は前述の組織、公共団体及び協会を指定する省庁の部署の賛同を得て、融資手続をする。この収入は、本条文の前諸項目の述べる業務の出資に当てられるものとし、この為に、前記の組織は該当融資の供給という趣旨に則り、先述した教育文化スポーツ省又はそれが指定する省に対し、補完証書 (*resguardo complementario*) を送らなければならない。

終則 (*Disposicion Final Unica*) 【発効】

本勅令は、国家官報においてそれが公表された翌日から発効する。

2002 年 2 月 8 日、マドリードにて発令

フアン・カルロス国王

大統領府大臣 (*Ministro de la Presidencia*) フアン・ホセ・ルカス = ヒメーネス